

◎新潟県告示第364号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、東蒲原郡阿賀町の阿賀町津川土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和7年4月1日

新潟県新潟地域振興局長

1 退任

理事 東蒲原郡阿賀町平堀1757番地 杉崎 廣文

退任年月日 令和7年1月14日